

各分娩取扱医療機関管理者 様

高知県産婦人科医会会長
高知県健康政策部健康対策課長

当面の里帰り出産に関する基本的考え方について

日頃は、周産期医療の推進等にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 4 月 7 日付の「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応（第三版）」（日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会・日本感染症学会）では、「妊婦さんご本人と医療スタッフの感染リスクを避けるため、帰省分娩と分娩付き添いは推奨しません。」とされており、原則としてこうした考え方に沿って対応していただくようお願いいたします。

一方で、ご家庭の事情やお住まいの地域の医療体制等を鑑み、高知県にゆかりのある県外在住の妊婦で本県での出産（以下「里帰り出産」という。）が適切な場合も想定されることから、今般、下記のとおり本県での考え方を整理いたしました。

一部の都道府県においては医療供給体制が逼迫しており、高知県にゆかりのある県外在住の妊婦のなかには、お住いの地域の産前産後の体制について不安感を抱いている方も多くいらっしゃると思われまます。里帰り出産を希望される妊婦等から問い合わせがあった場合は、一層丁寧なご対応を心掛けていただきますよう重ねてお願いいたします。

記

- 1 里帰り出産を希望する妊婦は、帰省に先立って高知県内の分娩取扱施設に受け入れの可否を問い合わせること。
- 2 原則として、妊娠第 32 週までに高知県に帰省すること。また、帰省日からさかのぼって 7 日以内に妊婦健診を受けたうえで、高知県での里帰り出産が可能であることを担当医師に確認すること。
- 3 帰省後 14 日間は実家等で安静に待機するとともに、発熱や咳等の症状がある場合は、新型コロナウイルス健康相談センター（午前 9 時～午後 9 時（088）823-9300（平日・土日祝日））に電話相談すること。
- 4 上記待機期間中に子宮緊満感や性器出血等を認める場合は、速やかに分娩取扱施設に電話で連絡すること。また、受診時は必ずマスクを着用すること。
- 5 上記 1～4 にかかわらず、当該妊婦にとり高知県内の分娩取扱医療機関で分娩を行う方が医学的に適切であると認められる場合には、県下の分娩取扱医療機関が相互に連携した上で対応すること。